

(別紙)

1 構造設備基準等の改正

現行の基準	措置	考え方
<p>(条例で定めるホテル営業の構造設備基準)</p> <p>(1) 玄関帳場内に客室の鍵を保管する設備が設けられていること。</p> <p>(2) 便所が設けられていない客室がある場合における共同用便所の便器の個数の基準</p> <p>(3) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の調理室を有すること</p> <p>(4) 施設の規模に応じた適当な規模の暖房の設備の設置について</p> <p>(条例で定める下宿営業の構造設備基準)</p> <p>(1) 客室の数は、5室以上</p> <p>(営業者が講ずべき施設の衛生措置の基準)</p> <p>(1) 採光又は照明の基準</p>	<p>・削除する。</p> <p>・数値的な規制を撤廃。共同用便所の設置場所等に着目した表現に改める。</p> <p>・削除する。</p> <p>・条例に新たに規定する(地域の事情に応じた追加)。</p> <p>・削除する。</p>	<p>○国要領の改正により、当該項目が削除されたことから、不要と判断しました。</p> <p>○国要領の改正により、数値的な規制が撤廃されたことから、改正が必要と判断しました。</p> <p>○調理室の設置の義務付けは、法の趣旨に鑑み、多様なサービスの提供の阻害要因となる恐れがあります。また、調理室を設置する施設において食事を提供する場合には、他法令(食品衛生法等)の規制を受けることから、不要と判断しました。</p> <p>○従前ホテル営業の構造設備基準として規定されていましたが、改正政令により旅館・ホテル営業の構造設備基準から撤廃されました。しかし、当該規定は、厳寒期があるという本市の地域的特性から、条例で定める構造設備基準として引き継ぐ必要があると判断しました。</p> <p>○政令改正により旅館・ホテル営業の構造設備基準から客室の最低部屋数に係る規制が撤廃されたため、下宿営業においても同様の判</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 客室、ロビー：70 ルクス以上の照度 ・ 洗面所、浴場及び便所：20 ルクス以上の照度 ・ 廊下、階段、通路等：10 ルクス以上の照度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値的な規制を撤廃し、施設内のそれぞれの場所で適切な照度を有する旨の表現に改める。 	<p>断をしました。</p> <p>○国要領の改正により、数値的な規制が撤廃されたことから、当該規制の緩和が必要と判断しました。</p>
---	---	--

2 基準の一本化に伴う規定整備

現行の基準	措置	考え方
<p>(条例で定めるホテル営業の構造設備基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 適当な広さのロビー等を有すること。 (2) 適当な広さの洋式の食堂を有すること。 (3) 送話、信号等によって従事者が客室に赴くことができる設備を有すること。 <p>旅館営業の構造設備基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除する。 ・ 削除する。 ・ 削除する。 ・ 削除する。 	<p>○ホテル営業にのみ関係する基準であるため不要となったものです。</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○第2条で規定していたホテル営業の構造設備基準と、第3条で規定していた旅館営業の構造設備基準を、第2条で旅館・ホテル営業の構造設備基準として一本化して規定するため、規定が不要となります。</p>

3 施設内に玄関帳場を有しない場合の構造設備基準及び営業者が講ずべき措置基準等の創設

内容	考え方
<p>●以下の構造設備基準を追加する（玄関帳場を有しない簡易宿所営業のみ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者の面接を適切に行うための管理事務室を設置すること。 ・ 宿泊施設の出入口に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラ等を設置すること。 ・ 宿泊施設の出入口及び窓は、鍵をかけることができること。 ・ 宿泊施設及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機等を設置すること。 ・ 宿泊施設及び管理事務室の出入口に近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号等並びに当該宿泊施設及び管理事務室が簡易宿所営業の施設である旨を表示すること。 ・ 宿泊施設の出入口に管理事務室の所在地が表示されていること。 ・ 管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること。 <p>●以下の営業者が講ずべき措置基準を追加する（玄関帳場を有しない旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、設備の使用方法、廃棄物の処理方法、騒音等により周囲に迷惑をかけないこと、火災等緊急時の通報先等の注意事項を説明すること。 ・ 当該注意事項を記載した書類を備え置くこと。 ・ 宿泊者の迷惑行為を中止するよう求めること。 ・ 近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、適切に対応すること。 ・ 上記の措置や近隣住民の安全安心な生活の確保のために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成すること。 ・ 宿泊施設が存する建物の出入口付近に当該宿泊施設が旅館業の施設である旨を表示すること。 ・ 玄関帳場を有しない旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の営業許可申請をしようとするとき等には、あらかじめ、当該旅館業の施設の近隣住民に当該施設の 	<p>本市では、従前より営業者が宿泊しようとする者との面接及び法第6条第1項に規定する宿泊者名簿の記載を確保する上で玄関帳場の設置を求めています。</p> <p>しかしながら、改正政省令の改正趣旨を踏まえ、①簡易宿所営業において、上記の確保に特化した構造設備基準（条例で新設）を満たすこと及び②旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業において、営業者が講ずべき措置基準（条例で新設）を満たすことを条件として、玄関帳場を設けないことができる緩和規定を追加しました。</p> <p>上記②の措置基準につきましては、営業者と近隣住民の皆様との調和を図っていく上で必要と考えております。</p> <p>この措置基準の遵守を担保するために、一定程度の報告徴収、施設調査を実施するための職員の身分を定め、違反を繰り返す営業者に対し、勧告・公表をする旨規定しました。</p>

概要等を周知するための説明会又は戸別訪問を実施し、その結果等を記載した書面を市長に提出すること。

●上記の措置基準の遵守状況を確認するための職員による立入調査等や、当該措置基準の措置を講じない営業者に対する勧告・当該勧告に従わないときの施設名称等の公表等に係る規定を追加する。

- ・ 職員による当該営業の施設への立入調査権限、当該職員の身分証明書
- ・ 公表前の営業者への意見陳述の機会の付与等